

都内居住支援協議会の状況一覧(令和2年5月26日時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー参加団体	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者	賃貸住宅管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者						
東京都居住支援協議会	2014年6月	住宅政策本部住宅企画部住宅政策担当部長 福祉保健局総務部企画担当部長	東京都の指定を受けた居住支援法人 全法人(29法人)	(公社)東京都宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会 東京都本部	(公社)東京共同住宅協会 (NPO)日本地主家主協会 (公財)日本賃貸住宅管理協会(※居住支援法人指定団体) (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(一財)高齢者住宅財団 (社福)東京都社会福祉協議会 (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター	38区市(※年度初めに都内区市町村に参加意向調査を実施)	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の収集及び提供その他の区市町村の居住支援協議会の活動の支援に関すること 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること 3 その他目的達成のために必要な事業	東京都住宅政策本部住宅企画部企画経理課調査担当	・居住支援に係る学識経験者の講演、活動事例発表等のセミナー開催(区市町村向け、居住支援・不動産関係向け) ・居住支援協議会パンフレット及び賃貸住宅オーナー向けSN住宅登録促進チラシの作成・配布 ・区市町村での居住支援協議会設立促進・活動支援に向けた相談、上記以外の情報提供(国の補助金申請にかかる情報提供を含む)など ・セーフティネット住宅登録促進のため入力代行委託 ・都内区市町村居住支援協議会活動支援補助金交付事業	・地域の住宅確保要配慮者に対してきめ細やかな支援を行うためには、区市町村が中心となって住宅行政・福祉行政と居住支援に係る民間の関係団体が連携して取り組むことが非常に重要である中、連携の実例が増えつつある。 ・広域的な立場として区市町村協議会の設立促進及び活動支援を行うことを目的に、都の居住支援協議会を設立。 ・都内居住支援協議会の設置(21区市)が進み、更なる設置に向けた取組が必要。 ・構成員が増え、会の運営・準備に工夫が必要であるほか情報発信・情報共有の機会をどのように確保するか検討が必要
千代田区居住支援協議会	2016年7月	保健福祉部福祉総務課長 保健福祉部生活支援課長 保健福祉部障害者福祉課長 保健福祉部在宅支援課長 環境まちづくり部住宅課長 子ども部児童・家庭支援センター長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会千代田区中央支部 (公社)全日本不動産協会千代田支部	-	(社福)千代田区社会福祉協議会 千代田区民生・児童委員協議会 (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有 2 住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安心居住の支援並びに貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業を行う者への不安軽減等のための支援方法の協議 3 住宅確保要配慮者への居住支援の実施及び各機関の連携に関する協議 4 その他、設置目的を達成するために必要な事項の協議	保健福祉部福祉総務課	・居住支援協議会開催 上記とは別に、区から居住支援法人への支援として、相談会実施補助、会場使用料補助を予定	・他自治体と比較し、「住宅の供給量が少ない」「家賃が高額である」といった地域特性が支援策検討の足かせとなっている。 ・住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者への効果的な居住支援の推進を図るため設立
新宿区居住支援協議会	2020年2月	地域振興部多文化共生推進課長 福祉部地域福祉課長 福祉部障害者福祉課長 福祉部地域包括ケア推進課長 福祉部高齢者支援課長 福祉部介護保険課長 福祉部生活福祉課長 福祉部保護担当課長 子ども家庭部子ども家庭課長 子ども家庭部男女共同参画課長 都市計画部長 都市計画部住宅課長	ホームネット株式会社	(公社)東京都宅地建物取引業協会新宿区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部新宿支部	(NPO)日本地主家主協会	新宿区民生委員・児童委員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事業者協議会 新宿区高齢者総合相談センター (社福)新宿区社会福祉事業団 (社福)新宿区社会福祉協議会 新宿区障害者団体連絡協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供や支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事項に関すること。	新宿区都市計画部住宅課	1 住宅相談の運営(不動産業団体と協働事業で、高齢者、障害者、ひとり親世帯等を対象に住み替え相談を実施する。) 2 居住支援協議会の運営(パンフレット作成、議事録作成、お茶代) 3 家賃等債務保証料助成、入居者死亡保険料助成(パンフレット・チラシ作成、不動産店へチラシ郵送、家賃等債務保証料助成、入居者死亡保険料助成)	1 設立当初の課題 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への受け入れについては、区内で、特に単身高齢者に対して、賃貸人の拒否感が強く、住み替え相談でも成約に至る事例は少ない。 2 設立経緯 上記の課題に対応するためには、区と関係団体で居住支援について、情報共有と連携体制の強化が必要 3 協議会の設立 令和2年2月に設立
文京区居住支援協議会	2017年7月	福祉部長 福祉部福祉政策課長 福祉部高齢福祉課長 福祉部障害福祉課長 福祉部生活福祉課長 子ども家庭部子育て支援課長 都市計画部住環境課長 都市計画部建築指導課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会文京区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部	(NPO)日本地主家主協会	(一財)高齢者住宅財団 (社福)文京区社会福祉協議会 (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター (一社)賃貸保証機構 文京区民生委員・児童委員協議会 文京区障害者基幹相談支援センター 地域包括支援センター	東京都	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に関すること 2 住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安心居住の支援に関すること 3 関係機関の連携に関すること 4 その他区長が必要であると認めた事項	文京区福祉部福祉政策課福祉住宅係	・居住支援協議会開催に伴う委員謝礼 ・居住支援協議会開催に伴う会議録の委託 ・居住支援協議会開催に伴う食糧費	・行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための情報等を関係者間で共有する。 ・それぞれ連携を図りながら高齢者等の住宅に対する課題を整理し、今後の方向性について協議し、さらなる支援や事業等を推進していく。

都内居住支援協議会の状況一覧(令和2年5月26日時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー参加団体	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者	賃貸住宅管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者						
台東区 居住支援協議会	2019年1月	福祉部長 都市づくり部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会台東区支部  (公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部	-	台東区民生委員・児童委員協議会  (一社)賃貸保証機構  (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター  (社福)台東区社会福祉協議会	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有並びに普及啓発活動に関する事項 (2) 住宅確保要配慮者の円滑な民間賃貸住宅への入居及び地域継続居住の支援並びに貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業者を行う者への不安軽減等のための支援に関する事項 (3) 住宅確保要配慮者に関わる各関係機関の連携に関する事項 (4) その他、設置に関し必要な事項	台東区都市づくり部住宅課居住支援協議会担当	・居住支援協議会、同専門部会、居住支援に係る講演会の開催	・設立前から、住宅確保要配慮者の支援は区の各部署で行っていたが、住宅の確保が難しく、福祉関係部署や各種団体等と連携し、支援を行う必要があるため、協議会を設置した。  ・庁内及び外部団体との連携強化、ネットワーク構築が今後の課題。
江東区 居住支援協議会	2011年9月	・東京都(出席者:住宅政策本部住宅企画部企画経理課住宅施策専門課長) ・福祉部長 ・福祉部 福祉推進担当部長 ・福祉部 長寿応援課長 ・福祉部 地域ケア推進課長 ・福祉部 障害者施策課 ・福祉部 障害者支援課長 ・生活支援部長 ・生活支援部 保護第一課長 ・こども未来部長 ・こども未来部 子育て支援課長 ・都市整備部長 ・都市整備部 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会江東区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部	・東京都住宅供給公社 ・UR都市機構	江東区社会福祉協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 2 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給の促進に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事業	都市整備部住宅課	・「民間賃貸住宅空き室情報提供サービス」事業の実施 ・障害者への単身生活サポート事業の実施	・事務方が必要性を鑑み体制構築を進めたことがきっかけ。 ・江東区住宅マスタープラン(H22.3)において形成を明示し、先進事例(愛知県、福岡市)の調査研究、庁内調整会議などを通じて検討。 ・従前の高齢者民間賃貸住宅あっせん事業の実績が低迷していたことから、民間事業者団体(宅建、全日)の協力のもと、区役所内に住宅相談窓口を設置し、官民連携によるあっせん実績増を目論んだ。
品川区 居住支援協議会	2020年2月	・都市環境部長 ・住宅課長 ・福祉計画課長 ・高齢者福祉課長 ・高齢者地域支援課長 ・障害者福祉課長 ・生活福祉課長 ・子ども育成課長 ・子育て応援課長 ・商業・ものづくり課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会品川区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部城南支部	-	・(一社)賃貸保証機構 ・(社福)品川区社会福祉協議会 ・品川区民生委員協議会	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況および民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に関すること。 2 住宅確保要配慮者に対する円滑な入居および安心して住み続けられるための支援に関すること。 3 関係機関の連携に関すること。 4 その他区長が必要と認める事項。	都市環境部住宅課	・令和元年度に実施した居住支援事業調査に基づく課題や政策の方向性を元に、今後実施していく事業等の検討の他、周知するリーフレットの作成や協議会の支援について委託。 ・居住支援協議会の開催、庁内職員向けや賃貸住宅オーナー・不動産関係団体向けのセミナー開催	・区内の住宅確保要配慮者の状況及び課題の把握 ・具体的な支援メニューの策定 ・相談窓口の設置
大田区 居住支援協議会	2019年9月	まちづくり推進部長 福祉部長 総務部 人権・男女平等推進課長 観光・国際都市部 国際都市・多文化共生推進課長 福祉部 福祉管理課長、子ども生活応援担当課長、高齢福祉課副参事、障害福祉課長、蒲田地域福祉課長、自立支援促進担当課長、障がい者総合サポートセンター次長 健康政策部 健康づくり課長 こども家庭部 子育て支援課長	(NPO)市民福祉団体全国協議会	(公社)東京都宅地建物取引業協会大田区支部  (公社)全日本不動産協会東京都本部城南支部	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	(一社)賃貸保証機構  (社福)有隣協会  (社福)大田区社会福祉協議会  (株)大田まちづくり公社	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び安心居住の支援に関すること。 (2) 貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業者を行う者への不安軽減等のための支援に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者への居住支援のための関係機関相互の連携に関すること。 (4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の推進を目的とする啓発活動に関すること。 (5) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有に関すること。 (6) その他設置目的を達成するために必要な事項	まちづくり推進部建築調整課住宅担当  福祉部福祉管理課調整担当	住宅確保要配慮者向け居住支援施策の冊子作成 住宅確保要配慮者向け相談対応(住宅探しの支援や協力不動産店リスト等の情報提供) 居住支援に関するセミナーの開催	【設立経緯】 設立前から高齢者など賃貸住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者の支援を行っていたが、住宅セーフティネット法の改正に伴い、関係団体等と連携し、住宅確保要配慮者への支援体制を構築することが求められたため設立することとなった。  【課題】 ・家主の不安を解消し、住宅確保要配慮者の入居を可能にするための事業を検討する(新たな見守りサービスの導入など)。

都内居住支援協議会の状況一覧(令和2年5月26日時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー参加団体	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者	賃貸住宅管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者						
世田谷区 居住支援協議会	2017年3月	都市整備政策部長 保健福祉政策部長 都市整備政策部居住支援課長、 保健福祉政策部保健福祉政策課長 政策経営部政策企画課長、公共施設 利活用担当副参事、 障害福祉担当部障害者地域生活課長、 高齢福祉部高齢福祉課長、介護予 防・地域支援課長、 子ども・若者部子ども家庭課長、 世田谷総合支所地域振興課長、 北沢総合支所生活支援課長、 砧総合支所保健福祉課長、 砧総合支所健康づくり課長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会世田谷 区支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部世田 谷支部	(NPO)日本地主家主 協会	(社福)世田谷区社会福 祉協議会  (一財)世田谷トラストまち づくり	-	要綱	・関係者(区役所内都市整備領域および 保健福祉領域関係所管と不動産団 体、居住支援団体等)間での、住宅確 保要配慮者に関する不動産市場の動 き、住宅確保要配慮者の状況やニーズ、 居住支援に係る福祉サービス等 の情報共有  ・住まいの確保に関する課題及び課 題解決に向けた協議  ・支援策の工夫・見直しや、地域、地 区の関係者による住宅確保要配慮者 の入居成功例の情報共有  ・住まいサポートセンター(既存事業) と民間支援サービス団体との連携を 強化した居住支援の取り組み	世田谷区都市整備政 策部居住支援課  保健福祉政策部保健 福祉政策課  (一財)世田谷トラスト まちづくり住まいづくり 課	・居住支援協議会セミナーの講師謝礼費等  ・パンフレットの印刷  ・その他、会議費	居住者に自立した生活が必要だと考える民間賃貸 住宅業界と、住み慣れた地域で継続した住まいを求 める住宅確保要配慮者を支える福祉関係者等の共 通理解が不十分である。  高齢者や障害者等が住み慣れた場所で住まいを確 保しづらいといった現状や、家財整理等、大家が抱 える不安要素から空き室を所有しているにも関わら ず物件の提供を控えるといった課題の共有。
杉並区 居住支援協議会	2016年11月	保健福祉部長 都市整備部長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会杉並区支 部 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部中野・ 杉並支部	-	(公社)東京都不動産鑑 定士協会  (社福)杉並区社会福祉 協議会  (NPO)CBすぎなみプラス	-	会則設置	1.住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅 への円滑な入居支援及び居住の安定 確保の方策に関すること  2.住宅確保要配慮者または民間賃貸 住宅の賃貸人に対する情報の提供等 に関すること  3.住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の 供給促進のための空家等既存住宅ス トックの利活用に関すること  4.住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅 への円滑な入居の促進に関する啓発 活動に関すること  5.その他目的達成のために必要な事 業の実施に関すること	保健福祉部管理課長 都市整備部住宅課長  保健福祉部管理課庶 務係長 都市整備部住宅課管 理係長 都市整備部住宅課管 理係主査	・居住支援協議会運営  ・高齢者等アパートあつせん事業 仲介手数料助成  ・高齢者等入居支援事業費 家賃等債務保証料助成 見守りサービス 葬儀の実施 残存家財等撤去  ・高齢者等賃貸住宅改修助成事業  ・賃貸住宅供給促進事業(モデル事業)	住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居 の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必 要な措置について協議することにより、杉並区にお ける福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与す る。
豊島区 居住支援協議会	2012年7月	都市整備部住宅課 保健福祉部福祉総務課 保健福祉部障害福祉課	会員ではないが、 登録団体の3団 体が居住支援法人 の認定を受けて いる	(公社)東京都宅地建物 取引業協会豊島区 支部 (公社)全日本不動産 協会豊島文京支部	-	(一社)東京都建築士事 務所協会豊島支部  NPO法人としまNPO推進 協議会  (社福)豊島区民社会福 祉協議会地域相談支援 課	(オブザーバー として、定期的 な参加はない が、登録団体の 居住支援団体、 居住支援法人 が参加するこ とがある。)	会則設置	第3条 本会は、前条の目的を達成す るために、次の事業を行う。 一 豊島区内の空き家・空き室・空き 店舗等の有効活用による住宅確保要 配慮者への住まい及び居場所の提供 の促進に関すること。 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸 住宅への円滑な入居の促進及び居住 の安定方策に関すること。 三 住宅確保要配慮者又は民間賃 貸住宅の賃貸人に対する情報の提供 等の支援に関すること。 四 住宅確保要配慮者の民間賃貸 住宅への円滑な入居の促進に関する 啓発活動等住宅市場の環境整備に 関すること。 五 その他目的達成のために必要な 事業。	都市整備部住宅課	1 居住支援サービス充実に向けた支援  2 としま居住支援バンク及びセーフティネット住 宅の登録促進  3 普及啓発活動の推進  4 空き家・空き室の実態調査  5 居住支援団体の登録制度  6 家賃助成制度	【設立経緯】 住宅マスタープランの重点事業として、豊島区内の 空き家等の有効活用による住宅確保要配慮者への 住まい及び居場所の提供の促進を行うことを目的 に設立された。  【課題】 居住支援バンクの登録が進んでいない。また、区 の事業と重複している部分が多く、事業の整理が必 要。  【方向性】 区ではできない居住支援協議会のネットワークを活 用した活動(普及啓発活動や区内居住支援団体等 との連携促進)などにシフトしていく必要がある。

都内居住支援協議会の状況一覧(令和2年5月26日時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー参加団体	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者	賃貸住宅管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者						
北区 居住支援協議会	2019年3月	《会長》まちづくり部長 《副会長》健康福祉部長 ・健康福祉部 ・まちづくり部 ・子ども未来部	-	・(公社)東京都宅地建物取引業協会北支部 ・(公社)全日本不動産協会東京都本部城北支部	-	・北区民生委員児童委員協議会 ・(社福)北区社会福祉協議会 ・NPO法人 ピアネット北 ・NPO法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 ・NPO法人学生支援ハウスようこそ ・(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関する事 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関する事 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関する事 4 その他目的を達成するために必要な事業	まちづくり部住宅課	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関する事 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関する事 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関する事 4 その他目的を達成するために必要な事業	需要と供給のバランスを取りながら、現況を注視し、福祉部門と連携を図り居住支援に関する取組を進めていく必要がある。
板橋区 居住支援協議会	2013年7月	福祉部 健康生きがい部 子ども家庭部 都市整備部	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会板橋区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部城北支部	(NPO)日本地主家主協会 東京都住宅供給公社	板橋区町会連合会 板橋区民生・児童委員協議会 (社福)板橋区社会福祉協議会 (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター (一社)賃貸保証機構	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関する事 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関する事 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事 4 その他目的達成のために必要な事業	都市整備部住宅政策課住宅政策推進グループ	・総会、実務者会議開催の学識経験者謝礼 ・大家セミナー講師謝礼 ・大家セミナーチラシ作成 ・大家向けチラシの作成 ・相談窓口運営のための消耗品	立退きや保証人が見つからない等の理由により、高齢者等が入居を拒まれたり、居住を続けていくことが困難な状況がある等の課題をふまえ、民間賃貸住宅の有効活用を図りながら、各種団体の連携や協働を通じて、高齢者等の居住の安定・確保を図る。
練馬区 居住支援協議会	2019年4月	都市整備部長 福祉部長 障害者施策推進課長 生活福祉課長 高齢者支援課長 環境課長 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会練馬区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部練馬支部	-	練馬区介護サービス事業者連絡協議会 練馬区社会福祉協議会 区立障害者地域生活支援センター 地域包括支援センター	-	要綱	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進施策に関する事 (2)関係機関の連携に関する事 (3)その他区長が必要と認める事項	都市整備部住宅課管理係	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進施策に関する検討 (2)関係機関の連携に関する検討	・設立経緯 設立の30年1月から不動産団体等と情報交換会を6回開催し諸課題について協議を行い、協議会設立に至った。 ・課題 賃貸住宅物件オーナーに対する啓発、協力依頼および補助制度等のあり方について
葛飾区 居住支援協議会	2019年6月	都市整備部 調整課長、住環境整備課長 地域振興部 危機管理課長 福祉部 福祉管理課長、高齢者支援課長、地域包括ケア担当課長、障害福祉課長 子育て支援部 子育て支援課長	東京都の指定を受けた居住支援法人 1法人	(公社)東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部城東第一支部	-	(社)葛飾区社会福祉協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関する事 2住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事 3住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関する事 4その他目的達成のため必要な事項に関する事	都市整備部住環境整備課		住宅確保要配慮者に民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や、対応する住宅の供給の促進等に関する事項について協議することで、区の福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに貢献する必要があったため設立
江戸川区 居住支援協議会	2018年7月	福祉部 子ども家庭部 健康部 都市開発部	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会江戸川区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部江戸川支部	-	(社)江戸川区社会福祉協議会	-	会則設置	1.住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関する事 2.住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事 3.住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関する事 4.その他目的達成のために必要な事項に関する事	江戸川区都市開発部住宅課	・要配慮者向け賃貸住宅相談会を年4回実施 ・SN制度普及啓発を目的とした、賃貸住宅オーナー向けセミナーを年2回実施	・庁内、外部団体との連携強化 ・空き家、空き室の解消 ・住宅確保要配慮者の居住支援については、設立前から、区のそれぞれの部署で取組みを行ってきたが、庁内、外部団体と連携し、居住支援策の拡充を図るため、居住支援協議会を設立 ・SN制度の周知が不足しているのでさらなる普及、啓発が必要である

都内居住支援協議会の状況一覧(令和2年5月26日時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー参加団体	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者	賃貸住宅管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者						
八王子市 居住支援協議会	2016年2月	まちなみ整備部長 市民活動推進部長 福祉部生活福祉担当部長 まちなみ整備部 住宅政策課長 福祉部 生活自立支援課長	-	(公社) 東京都宅地建物取引業協会 八王子支部  (公社) 全日本不動産協会 東京都本部多摩南支部	-	(一財) 八王子市まちづくり公社  (社福) 八王子市社会福祉協議会  八王子市民生委員児童委員協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定策に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業 4 その他目的達成のために必要な事業	まちなみ整備部 住宅政策課 居住支援協議会担当	1. 住宅セーフティーネット住宅確保要配慮者向け住宅登録の促進 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を普及拡大する 2. 居住支援協力店の登録及び公開 協議会の趣旨に賛同し、協議会及び協議会会員と連携し住宅確保要配慮者に対し適切な支援を行う不動産店を「居住支援協力店」として登録及びホームページに公開する。さらに居住支援協力店ステッカーを登録店頭に表示 3. 住宅確保に関する相談対応 ①住宅確保相談会の開催 ②事務局及び居住支援協力店を窓口とし、相談に訪れた住宅確保要配慮者に対しあんしん住宅及び居住支援サービス等の情報提供及びマッチングを行う。 ・その他事務費	設立経緯 市営住宅の応募倍率が高い水準で推移していることや、高齢者人口、障害者人口の増加、子育て世帯の増加等の状況があるなかで、市において住宅確保要配慮者に対して情報提供等支援をしていく場がなかった。以上の課題を解決するため、不動産関係団体等の協力が得られたため設立の運びとなった。  設立当初の課題 「あんしん住宅」、「居住支援協力店」の登録数が少ない。
調布市 居住支援協議会	2015年12月	都市整備部:住宅課長  子ども生活部:子ども政策課長, 子ども家庭課長  福祉健康部:生活福祉課長, 高齢者支援室長, 障害福祉課長	(公財)日本賃貸住宅管理協会 東京都支部	(公社)東京都宅地建物取引業協会  (公社)全日本不動産協会 東京都本部	-	(NPO)日本地主家主協会  (社福)調布市社会福祉協議会  調布市地域包括支援センター  調布市民生児童委員協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定策に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業 4 その他目的達成のため必要な事業	調布市都市整備部住宅課	・仲介支援量の助成6件 ・債務保証料の助成8件 ・調布市すまいぬくもり相談室(住宅確保要配慮者相談窓口の開設)毎週木曜日, 3組限定 ・居住支援に係る居住支援団体との講演, 活動事例発表等のセミナー開催(不動産関係者及びオーナー向け)	・当初多摩地区の自治体では協議会を設置していなかったため, 設立にあたり協議会の実態の把握が困難であった。また, 設立当初は施策の対象を高齢者に絞っていたが, 協議を進める中で障害者やひとり親世帯についても一定のニーズがあることが判明し, 担当課との連携が必要となった。 ・市の基本計画に居住支援に向けた取組みを進めることを明記しており, 住宅マスタープランの中で居住支援協議会の設置を明記している。また, 公営住宅を新築, 増築することは財政上厳しい状況であるため, 既存の民間賃貸住宅への円滑な入居支援の仕組みの構築が必要となり, 協議会の設置に至る。
町田市 居住支援協議会	2019年5月	地域福祉部生活支援課長 地域福祉部障がい福祉課長 いきいき生活部高齢者福祉課長 子ども生活部子ども総務課長 都市づくり部住宅課長	(社福)悠々会	(公社) 東京都宅地建物取引業協会 町田支部  (公社) 全日本不動産協会 東京都本部町田支部	-	(社福)町田市社会福祉協議会  (公社)町田市シルバー人材センター	-	要領設置	(1)住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に関する事業 (2)住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安心して住み続けるための支援に関する事業 (3)関係機関の連携に関する事業 (4)その他市長が必要であると認めた事項	町田市都市づくり部住宅課	・居住支援に係る学識経験者の講演の開催(居住支援・不動産関係向け) ・居住支援協議会パンフレットの作成・配布	・不動産関係団体、居住支援関係団体と行政が連携し、住宅確保要配慮の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、情報共有を行うために町田市居住支援協議会を設立した。 ・2021年度に改定される都市マスタープラン及び住宅マスタープランに居住支援に向けた取組みを進めることを明記することで、相談窓口の設立等を進めていく。 ・2019年度に開催した居住支援セミナーへの参加人数は少なく、より多くの対象者へ周知する必要がある。
日野市 居住支援協議会	2017年3月	健康福祉部長 まちづくり部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会南多摩支部  (公社)全日本不動産協会多摩南支部	(NPO)日本地主家主協会  (独法)都市再生機構東日本賃貸住宅本部	(社福)日野市社会福祉協議会  日野市地域包括支援センター代表  学識経験者 東洋大学ライフデザイン学部教授	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定策に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業 4 前3号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事業	日野市まちづくり部 都市計画課	・相談窓口の設置 毎週木曜日に要配慮者向け相談窓口として「あんしん住まいる日野」を設置し、要配慮者の相談を受け付け、不動産協力店を通じて転居先の確保を行うことや、本人の状況に合わせた生活支援を行う。 <相談期間> 令和2年4月2日から令和3年3月25日までの毎週木曜日(祝日除く) <相談時間> 指定する時間で1日4回、個別相談を行う。	・住宅に困窮している住宅確保要配慮者数及び課題の把握 ・不動産協会及び福祉事業者との連携方法

都内居住支援協議会の状況一覧(令和2年5月26日時点)

資料2-7

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー参加団体	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者	賃貸住宅管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者						
狛江市 居住支援協議会	2019年5月	福祉政策課長 福祉相談課長 高齢障がい課長 子ども政策課長 まちづくり推進課長	(公社)日本賃貸住宅管理協会東京支部	(公社)東京都宅地建物取引業協会調布狛江支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩東支部	(NPO)日本地主家主協会 (独法)都市再生機構 東京都住宅供給公社	狛江市地域包括支援センター 狛江市社会福祉協議会 狛江市民生委員・児童委員協議会 狛江市町会・自治会連合会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事業	狛江市都市建設部 まちづくり推進課  狛江市福祉保健部 福祉政策課	・住まい探しの相談窓口  ・居住支援セミナー  ・パンフレット作成	・住宅確保要配慮者が自力では適切な住宅を確保することが困難であることや、賃貸人が近隣トラブルや孤独死などの不安により賃貸物件に対する入居をためらう場面が生じている。狛江市においては、市・不動産関係団体・居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、支援を実施する組織として住宅セーフティネットに基づき設立する運びとなった。  ・構成団体の連携のもとで取組みを協議・調整し、居住支援の実施につなげることを目的とする。
多摩市 住替え・居住支援協議会	2017年5月	都市整備部長 健康福祉部長 都市整備部 ニュータウン再生担当課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会南多摩支部  (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩南支部	(独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(社福)多摩市社会福祉協議会	-	要綱設置	住宅確保要配慮者の賃貸住宅等への円滑な入居の促進及び多摩ニュータウン再生方針に基づく地域における多様な世代の居住継続の実現に関し、必要な事項を協議する。	多摩市 都市整備部 都市計画課 住宅担当  健康福祉部 福祉総務課	1. 相談事業 ①住みかえ相談会 市内駅付近の公共施設において、個別相談ブースを設置し、不動産関係団体、公的賃貸住宅事業者、行政が主体となり、出張相談会を年4回実施。②福祉なんでも相談 多摩市社会福祉協議会が市内各地区にあるコミュニティセンター等で実施する相談事業において、住宅確保要配慮者の相談がある場合に、不動産管理関係団体等より相談員を派遣し、相談対応する。 2. 普及啓発事業 ①居住支援セミナー 不動産管理会社・不動産オーナーを対象に、新たな住宅セーフティネット制度の普及啓発のためセミナーを開催する。②パンフレット更新 平成30年度に作成した居住支援パンフレットを更新し、不動産管理会社・不動産オーナーへ郵送する。 3. 入居生活支援事業 (仮称)お部屋探しサポート店登録の検討 4. 住みかえ支援事業 ①住みかえ啓発 若年世帯・子育て世帯を中心とした住替え促進、居住の安定確保のため、住みかえに関して理解を深めるため、テーマ別連続講座を実施する。その他 居住支援協議会の委員報酬	【設立経緯】 ・第三次住宅マスタープランにて、ストックを活用した住替え支援として、(仮称)住替え・居住支援協議会設立が重点施策として位置づけられた。また、住宅セーフティネット法による住宅確保要配慮者への配慮が必須であることから、居住支援協議会の機能と併せることとなった。  【当初課題】 ・準備会で協議された会則及び要綱の整理 ・住替え支援の具体的内容。 ・住替えと居住支援の考え方の整理。 ・今後の事務局運営について、事務局は市が担当し、将来的に協議会を任意の団体へ移行又は引き続き市の設置機関として事業運営するか協議会の検討事項とした。  【方向性】 ・令和3年度に現在の市要綱を廃止し、会則制に移行する予定  【現在の課題】 ・会則制移行後の協議会のあり方